

| 新学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日告示）   | 現行学習指導要領（平成 20 年告示）  | 留意点   |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 5 節 音 楽</p> <p>第 1 目 標</p> <p>表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。</p> <p>(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。</p> <p>第 2 各学年の目標及び内容</p> <p>〔第 1 学年〕</p> <p>1 目 標</p> <p>(1) 曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。</p> <p>(3) 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。</p> <p>2 内 容</p> <p>A 表 現</p> <p>(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。</p> | <p style="text-align: center;">第 5 節 音 楽</p> <p>第 1 目 標</p> <p>表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。</p> <p>第 2 各学年の目標及び内容</p> <p>〔第 1 学年〕</p> <p>1 目 標</p> <p>(1) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を養い、音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度を育てる。</p> <p>(2) 多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、基礎的な表現の技能を身に付け、創意工夫して表現する能力を育てる。</p> <p>(3) 多様な音楽のよさや美しさ味わい、幅広く主体的に鑑賞する能力を育てる。</p> <p>2 内 容</p> <p>A 表 現</p> <p>(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現を工夫して歌うこと。</p> <p>イ 曲種に応じた発声により、言葉の特性を生かして歌うこと。</p> <p>ウ 声部の役割や全体の響きを感じ取り、表現を工夫しながら合わせて歌</p> | <p>資質・能力の三つの柱に合わせて、構成が変更された。</p> <p>(1)は「知識・技能」、(2)は「思考力・判断力・表現力等」、(3)は「学びに向かう力・人間性等」に対応。</p> <p>資質・能力の三つの柱に合わせて、構成が変更された。</p> <p>「協働」という語が新出。</p> <p>A 表現, B 鑑賞, [共通事項]において、「身に付けることができるよう指導する」と明示された。</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり</p> <p>(イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能</p> <p>(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能</p> <p>(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現を創意工夫すること。</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。</p> <p>(ア) 曲想と音楽の構造との関わり</p> <p>(イ) 楽器の音色や響きと奏法との関わり</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能</p> <p>(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能</p> <p>(3) 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、創作表現を創意工夫すること。</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)について、表したいイメージと関わらせて理解すること。</p> <p>(ア) 音のつながり方の特徴</p> <p>(イ) 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴</p> <p>ウ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。</p> | <p>うこと。</p> <p>(2) 器楽の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 曲想を感じ取り、表現を工夫して演奏すること。</p> <p>イ 楽器の特徴をとらえ、基礎的な奏法を身に付けて演奏すること。</p> <p>ウ 声部の役割や全体の響きを感じ取り、表現を工夫しながら合わせて演奏すること。</p> <p>(3) 創作の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 言葉や音階などの特徴を感じ取り、表現を工夫して簡単な旋律をつくること。</p> <p>イ 表現したいイメージをもち、音素材の特徴を感じ取り、反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくること。</p> <p>(4) 表現教材は、次に示すものを取り扱う。</p> <p>ア 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切で、生徒にとって平易で親しみのもてるものであること。</p> <p>イ 歌唱教材には、次の観点から取り上げたものを含めること。</p> <p>(ア) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や</p> | <p>(1)歌唱、(2)器楽の指導事項の数は同じであるが、構成が変わり、内容がより具体的に示された。</p> <p>(3)創作の指導事項は、現行の2事項から、歌唱、器楽と同じ3事項に改編された。「音のつながり方の特徴」が新たに示され、「言葉や音階などの特徴」という記述が第1学年では除かれた。</p> <p>第3の2 内容の取扱いへ移動。</p> |
|---|---|---|

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>B 鑑賞</p> <p>(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。</p> <p>(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠</p> <p>(イ) 生活や社会における音楽の意味や役割</p> <p>(ウ) 音楽表現の共通性や固有性</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。</p> <p>(ア) 曲想と音楽の構造との関わり</p> <p>(イ) 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり</p> <p>(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性</p> <p>〔共通事項〕</p> <p>(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。</p> <p>イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。</p> <p>〔第2学年及び第3学年〕</p> <p>1 目標</p> | <p>四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの</p> <p>(イ) 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの</p> <p>B 鑑賞</p> <p>(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き、言葉で説明するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと。</p> <p>イ 音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて、鑑賞すること。</p> <p>ウ 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴から音楽の多様性を感じ取り、鑑賞すること。</p> <p>(2) 鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切なものを取り扱う。</p> <p>〔共通事項〕</p> <p>(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じること。</p> <p>イ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて、音楽活動を通して理解すること。</p> <p>〔第2学年及び第3学年〕</p> <p>1 目標</p> | <p>現行の「ア～ウ」は「イ」の(ア)～(ウ)に示された。</p> <p>「ア」の(ア)～(ウ)の内容は新出。</p> <p>第3の2 内容の取扱いへ移動。</p> <p>「音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など」の記述は、第3の2内容の取扱いへ移動。</p> |
|---|--|--|

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 曲にふさわしい音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。</p> <p>(3) 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにし、音楽に親しんでいく態度を養う。</p> <p>2 内容<br/>A 表現</p> <p>(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲にふさわしい歌唱表現を創意工夫すること。</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。</p> <p>(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容及び曲の背景との関わり</p> <p>(イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能</p> <p>(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能</p> <p>(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲にふさわしい器楽表現を創意工夫すること。</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。</p> <p>(ア) 曲想と音楽の構造や曲の背景との関わり</p> <p>(イ) 楽器の音色や響きと奏法との関わり</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能</p> | <p>(1) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を高め、音楽によって生活を明るく豊かなものにし、生涯にわたって音楽に親しんでいく態度を育てる。</p> <p>(2) 多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、表現の技能を伸ばし、創意工夫して表現する能力を高める。</p> <p>(3) 多様な音楽に対する理解を深め、幅広く主体的に鑑賞する能力を高める。</p> <p>2 内容<br/>A 表現</p> <p>(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 歌詞の内容や曲想を味わい、曲にふさわしい表現を工夫して歌うこと。</p> <p>イ 曲種に応じた発声や言葉の特性を理解して、それらを生かして歌うこと。</p> <p>ウ 声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して、表現を工夫しながら合わせて歌うこと。</p> <p>(2) 器楽の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 曲想を味わい、曲にふさわしい表現を工夫して演奏すること。</p> <p>イ 楽器の特徴を理解し、基礎的な奏法を生かして演奏すること。</p> <p>ウ 声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して、表現を工夫しながら合わせて演奏すること。</p> | <p>資質・能力の三つの柱に合わせて、構成が変更された。</p> <p>「協働」という語が新出。</p> <p>A 表現, B 鑑賞, [共通事項]において、「身に付けることができるよう指導する」と明示された。</p> <p>(1)歌唱, (2)器楽の指導事項の数は同じであるが、構成が変わり、内容がより具体的に示された。</p> |
|---|--|---|

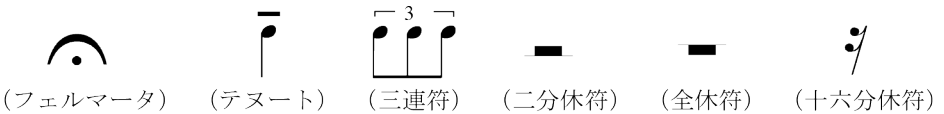
|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能</p> <p>(3) 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、まとまりのある創作表現を創意工夫すること。</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)について、表したいイメージと関わらせて理解すること。</p> <p>(ア) 音階や言葉などの特徴及び音のつながり方の特徴</p> <p>(イ) 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴</p> <p>ウ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。</p> <p><b>B 鑑賞</b></p> <p>(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。</p> <p>(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠</p> <p>(イ) 生活や社会における音楽の意味や役割</p> <p>(ウ) 音楽表現の共通性や固有性</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。</p> <p>(ア) 曲想と音楽の構造との関わり</p> <p>(イ) 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり</p> <p>(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生</p> | <p>(3) 創作の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 言葉や音階などの特徴を生かし、表現を工夫して旋律をつくること。</p> <p>イ 表現したいイメージをもち、音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成や全体のまとまりを工夫しながら音楽をつくること。</p> <p>(4) 表現教材は、次に示すものを取り扱う。</p> <p>ア 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切で、生徒の意欲を高め親しみのもてるものであること。</p> <p>イ 歌唱教材には、次の観点から取り上げたものを含めること。</p> <p>(ア) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの</p> <p>(イ) 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの</p> <p><b>B 鑑賞</b></p> <p>(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを理解して聴き、根拠をもって批評するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと。</p> <p>イ 音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解して、鑑賞すること。</p> <p>ウ 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解して、鑑賞すること。</p> | <p>(3)創作の指導事項は、現行の2事項から、歌唱、器楽と同じ3事項に改編された。「音のつながり方の特徴」が新たに示された。</p> <p>第3の2 内容の取扱いへ移動。</p> <p>現行のア～ウはイの(ア)～(ウ)に示された。アの(ア)～(ウ)の内容は新出。</p> |
|--|--|--|

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>まれる音楽の多様性</p> <p>〔共通事項〕</p> <p>(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。</p> <p>イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。</p> <p>(2) 第2の各学年の内容の「A 表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B 鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。</p> <p>(3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。</p> <p>(4) 第2の各学年の内容の「A 表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B 鑑賞」の(1)の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、必要に応じて、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようすること。</p> | <p>(2) 鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切なものを取り扱う。</p> <p>〔共通事項〕</p> <p>(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受すること。</p> <p>イ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて、音楽活動を通して理解すること。</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。</p> <p>(2) 第2の各学年の内容の「A 表現」の(1)、(2)、(3)及び「B 鑑賞」の(1)の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにすること。</p> <p>(3) 第2の各学年の内容については、生徒がより個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため、表現方法や表現形態を選択できるようにするな</p> | <p>第3の2内容の取扱いへ移動。</p> <p>「音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など」の記述は、第3の2内容の取扱いへ移動。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>削除</p> |
|---|--|---|













|  |   |        |        |        |        |        |        |       |        |       |         |        |        |     |        |        |       |        |        |        |       |        |  |
|--|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|---------|--------|--------|-----|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--|
| <p>(5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p> <p>(6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> | <p>ど、学校や生徒の実態に応じ、効果的な指導ができるよう工夫すること。</p> <p>(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ア 各学年の「A表現」の(4)のイの(ア)の歌唱教材については、以下の共通教材の中から各学年ごとに1曲以上を含めること。</p> <table border="0" data-bbox="1469 787 2151 1144"> <tr> <td>「赤とんぼ」</td> <td>三木露風作詞</td> <td>山田耕筰作曲</td> </tr> <tr> <td>「荒城の月」</td> <td>土井晩翠作詞</td> <td>滝廉太郎作曲</td> </tr> <tr> <td>「早春賦」</td> <td>吉丸一昌作詞</td> <td>中田章作曲</td> </tr> <tr> <td>「夏の思い出」</td> <td>江間章子作詞</td> <td>中田喜直作曲</td> </tr> <tr> <td>「花」</td> <td>武島羽衣作詞</td> <td>滝廉太郎作曲</td> </tr> <tr> <td>「花の街」</td> <td>江間章子作詞</td> <td>團伊玖磨作曲</td> </tr> <tr> <td>「浜辺の歌」</td> <td>林古溪作詞</td> <td>成田為三作曲</td> </tr> </table> <p>イ 変声期について気付かせるとともに、変声期の生徒に対しては心理的な面についても配慮し、適切な声域と声量によって歌わせるようにすること。</p> <p>ウ 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。</p> <p>(2) 器楽の指導については、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、和楽器の指導については、3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。</p> <p>(3) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること。</p> <p>(4) 読譜の指導については、小学校における学習を踏まえ、<math>\sharp</math>や<math>\flat</math>の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、1<math>\sharp</math>、1<math>\flat</math>程度をもった</p> | 「赤とんぼ」 | 三木露風作詞 | 山田耕筰作曲 | 「荒城の月」 | 土井晩翠作詞 | 滝廉太郎作曲 | 「早春賦」 | 吉丸一昌作詞 | 中田章作曲 | 「夏の思い出」 | 江間章子作詞 | 中田喜直作曲 | 「花」 | 武島羽衣作詞 | 滝廉太郎作曲 | 「花の街」 | 江間章子作詞 | 團伊玖磨作曲 | 「浜辺の歌」 | 林古溪作詞 | 成田為三作曲 | <p>新設</p> <p>(2)へ移動。</p> <p>(3)イへ移動。</p> <p>(6)へ移動。</p> <p>(5)へ移動。</p> |
| 「赤とんぼ」   | 三木露風作詞  | 山田耕筰作曲 |        |        |        |        |        |       |        |       |         |        |        |     |        |        |       |        |        |        |       |        |  |
| 「荒城の月」   | 土井晩翠作詞  | 滝廉太郎作曲 |        |        |        |        |        |       |        |       |         |        |        |     |        |        |       |        |        |        |       |        |  |
| 「早春賦」  | 吉丸一昌作詞  | 中田章作曲  |        |        |        |        |        |       |        |       |         |        |        |     |        |        |       |        |        |        |       |        |  |
| 「夏の思い出」  | 江間章子作詞  | 中田喜直作曲 |        |        |        |        |        |       |        |       |         |        |        |     |        |        |       |        |        |        |       |        |  |
| 「花」  | 武島羽衣作詞  | 滝廉太郎作曲 |        |        |        |        |        |       |        |       |         |        |        |     |        |        |       |        |        |        |       |        |  |
| 「花の街」  | 江間章子作詞  | 團伊玖磨作曲 |        |        |        |        |        |       |        |       |         |        |        |     |        |        |       |        |        |        |       |        |  |
| 「浜辺の歌」   | 林古溪作詞   | 成田為三作曲 |        |        |        |        |        |       |        |       |         |        |        |     |        |        |       |        |        |        |       |        |  |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>(1) 各学年の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ア 音楽活動を通して、それぞれの教材等に応じ、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせるなどして、生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫すること。なお、適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めることができるよう指導を工夫すること。</p> <p>イ 音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。</p> <p>ウ 知覚したことと感受したこととの関わりを基に音楽の特徴を捉えたり、思考、判断の過程や結果を表したり、それらについて他者と共有、共感したりする際には、適宜、体を動かす活動も取り入れるようにすること。</p> <p>エ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。</p> <p>オ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、生徒や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。</p> <p>カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。</p> | <p>調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。</p> <p>(5) 創作の指導については、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。</p> <p>(6) 各学年の「A 表現」の指導に当たっては、指揮などの身体的表現活動も取り上げるようにすること。</p> <p>(7) 各学年の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>イ 適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりするなど、生徒が音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるような指導を工夫すること。また、コンピュータや教育機器の活用も工夫すること。</p> <p>ア 生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり、他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図る指導を工夫すること。</p> <p>(再掲) (6) 各学年の「A 表現」の指導に当たっては、指揮などの身体的表現活動も取り上げるようにすること。</p> <p>(再掲) イ 適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりするなど、生徒が音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるような指導を工夫すること。また、コンピュータや教育機器の活用も工夫すること。</p> <p>ウ 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。</p> | <p>(7)へ移動。</p> <p>(1)ウへ移動。</p> <p>新設</p> |
|--|---|--|



|   |  |                 |
|---|--|-----------------|
| <p>(2) 各学年の「A 表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ア 歌唱教材は、次に示すものを取り扱うこと。</p> <p>(ア) 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるもの。</p> <p>(イ) 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの。なお、これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。</p> <p>(ウ) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの。なお、各学年において、以下の共通教材の中から 1 曲以上を含めること。</p> <p>「赤とんぼ」 三木露風作詞 山田耕筰作曲<br/> 「荒城の月」 土井晩翠作詞 滝廉太郎作曲</p> | <p>(8) 各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは、小学校学習指導要領第 2 章第 6 節音楽の第 3 の 2 の(6)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを取り扱うこと。</p> <p>拍 拍子 間 序破急 フレーズ 音階 調 和音<br/> 動機 Andante Moderato Allegro rit. a tempo<br/> accel. legato <i>pp</i> <i>ff</i> dim. D.C. D.S.</p> <p><br/> (フェルマータ) (テヌート) (三連符) (二分休符) (全休符) (十六分休符)</p> <p>(以下いずれも再掲)</p> <p>(4) 表現教材は、次に示すものを取り扱う。</p> <p>ア 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切で、生徒にとって平易で親しみのもてるものであること。</p> <p>ア 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切で、生徒の意欲を高め親しみのもてるものであること。</p> <p>イ 歌唱教材には、次の観点から取り上げたものを含めること。</p> <p>(イ) 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの</p> <p>(ア) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの</p> <p>(1) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ア 各学年の「A 表現」の(4)のイの (ア) の歌唱教材については、以下の共通教材の中から各学年ごとに 1 曲以上を含めること。</p> <p>「赤とんぼ」 三木露風作詞 山田耕筰作曲<br/> 「荒城の月」 土井晩翠作詞 滝廉太郎作曲</p> | <p>(10)へ移動。</p> |
|---|--|-----------------|

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>「早春賦」 吉丸一昌作詞 中田章作曲<br/> 「夏の思い出」 江間章子作詞 中田喜直作曲<br/> 「花」 武島羽衣作詞 滝廉太郎作曲<br/> 「花の街」 江間章子作詞 團伊玖磨作曲<br/> 「浜辺の歌」 林古溪作詞 成田為三作曲</p> <p>イ 変声期及び変声前後の声の変化について気付かせ、変声期の生徒を含む全ての生徒の心理的な面についても配慮するとともに、変声期の生徒については適切な声域と声量によって歌わせるようにすること。</p> <p>ウ 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。</p> <p>(3) 各学年の「A 表現」の(2)の器楽の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ア 器楽教材は、次に示すものを取り扱うこと。</p> <p>(ア) 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるもの。</p> <p>イ 生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、3 学年間を通じて 1 種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。</p> <p>(4) 歌唱及び器楽の指導における合わせて歌ったり演奏したりする表現形態では、他者と共に一つの音楽表現をつくる過程を大切にするとともに、生徒一人一人が、担当する声部の役割と全体の響きについて考え、主体的に創意工夫できるよう指導を工夫すること。</p> <p>(5) 読譜の指導に当たっては、小学校における学習を踏まえ、#やbの調号としての意味を理解させるとともに、3 学年間を通じて、1#、1b程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。</p> <p>(6) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに、適宜、口唱歌を用いること。</p> <p>(7) 各学年の「A 表現」の(3)の創作の指導に当たっては、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、</p> | <p>「早春賦」 吉丸一昌作詞 中田章作曲<br/> 「夏の思い出」 江間章子作詞 中田喜直作曲<br/> 「花」 武島羽衣作詞 滝廉太郎作曲<br/> 「花の街」 江間章子作詞 團伊玖磨作曲<br/> 「浜辺の歌」 林古溪作詞 成田為三作曲</p> <p>イ 変声期について気付かせるとともに、変声期の生徒に対しては心理的な面についても配慮し、適切な声域と声量によって歌わせるようにすること。</p> <p>ウ 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。</p> <p>(4) 表現教材は、次に示すものを取り扱う。</p> <p>ア 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切で、生徒にとって平易で親しみのもてるものであること。</p> <p>ア 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切で、生徒の意欲を高め親しみのもてるものであること。</p> <p>(2) 器楽の指導については、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、和楽器の指導については、3 学年間を通じて 1 種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。</p> <p>(4) 読譜の指導については、小学校における学習を踏まえ、#やbの調号としての意味を理解させるとともに、3 学年間を通じて、1#、1b程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。</p> <p>(3) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること。</p> <p>(5) 創作の指導については、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らな</p> | <p>新設</p> <p>「適宜、口唱歌を用いること」という記述が追加された。</p> |
|--|--|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。</p> <p>(8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ア 鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切なものを取り扱うこと。</p> <p>イ 第1学年では言葉で説明したり、第2学年及び第3学年では批評したりする活動を取り入れ、曲や演奏に対する評価やその根拠を明らかにできるように指導を工夫すること。</p> <p>(9) 各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、指導のねらいに応じて、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などから、適切に選択したり関連付けたりして指導すること。</p> <p>(10) 各学年の〔共通事項〕の(1)のイに示す「用語や記号など」については、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(9)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるように取り扱うこと。</p> <p>拍 拍子 間 序破急 フレーズ 音階 調 和音</p> <p>動機 Andante Moderato Allegro rit. a tempo</p> <p>accel. legato <i>pp</i> <i>ff</i> dim. D.C. D.S.</p> <p>     </p> <p>(フェルマータ) (テヌート) (三連符) (二分休符) (全休符) (十六分休符)</p> | <p>いようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。</p> <p>(2) 鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切なものを取り扱う。</p> <p>(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き、言葉で説明するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと。</p> <p>ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを理解して聴き、根拠をもって批評するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと。</p> <p>ア 音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受すること。</p> <p>(8) 各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(6)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを取り扱うこと。</p> <p>拍 拍子 間 序破急 フレーズ 音階 調 和音</p> <p>動機 Andante Moderato Allegro rit. a tempo</p> <p>accel. legato <i>pp</i> <i>ff</i> dim. D.C. D.S.</p> <p>     </p> <p>(フェルマータ) (テヌート) (三連符) (二分休符) (全休符) (十六分休符)</p> |
|--|---|